

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ坂戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一六番一地先まで</p>	<p>比企郡ときがわ町大字玉川字 一市一五一六番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・六〇〇八・一四</p>	<p>七・二三〇七・六一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一〇・二九</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>ときがわ町道一―一号线 隅切り拡幅工事による。</p>		<p>備考</p>